

香美市食品加工業継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たに営業許可を取得するために必要な経費について、香美市補助金の交付に関する規則（平成18年香美市規則第48号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、香美市食品加工業継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の改正に伴い、漬物製造など農産物等の加工・販売に取り組む事業者が、新たに法第55条第1項に基づく営業許可を取得する必要があることを踏まえ、引き続き事業を継続するための施設及び機器の整備等に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者、補助要件、補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助事業者、補助要件、補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者が補助金の交付の申請をしようとするときは、香美市食品加工業継続支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号）に必要な書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 交付対象者が交付申請書を提出する際には、県税及び県に対する税外未収金債務、市税及び市に対する税外未収金債務の滞納がない旨の証明書又は納税義務が無い旨の申し立て書を添付するものとする。

(補助金の交付)

第5条 市長は、前条第1項に規定する補助金の交付申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めた場合は、香美市食品加工業継続支援事業交付決定通知書（様式第3号）により交付対象者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当するときを除く。

(補助条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表第2のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、前条ただし書きに規定する暴力団等の排除に係る取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、市が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容等について、変更をしようとするときは、事前に香美市食品加工

業継続支援事業計画変更承認申請書（様式第4号）及び事業変更計画書（様式第2号）を速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更の承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する事項とする。

（1） 補助金額が増額となる場合

（2） 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（3） その他補助事業の内容の重要な部分に関する変更が生じると市長が認める場合

3 同条第1項の規定により変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは香美市食品加工業継続支援事業補助金変更決定通知書（様式第3号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、香美市食品加工業継続等支援事業中止・廃止承認申請書（様式第4号）を速やかに市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（概算払）

第9条 市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告及び請求）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、香美市食品加工業継続支援事業費補助金実績報告書（様式第6号）及び事業実績報告書（様式第2号）を、補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 補助事業者が補助金の請求をしようとするときは、香美市食品加工業継続支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を提出しなければならない。

（額の確定通知）

第11条 市長は、前条第1項に規定する実績報告を受領した場合は、当該報告に係る書類の審査を行い、適当であると認めたときは、規則第11条の規定に基づき助成金の額の確定通知書（様式第8号）により交付対象者に通知するものとする。ただし、当該報告をした交付対象者が、別表第2に掲げるいずれかに該当するときは除く。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 補助事業者がこの告示の規定に違反し、又は補助事業に関し不正な行為を行ったとき。

（2） 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3） 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。

（4） 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

- 2 市長は、前項の規定に基づく取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月29日から施行する。
(失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第6条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

事業名	香美市食品加工業継続支援事業費補助金
補助事業者	<p>1. 市内に加工施設を設置し、補助事業を行う施設で営業を行う者が法に基づく営業許可業種（漬物製造業、水産製品製造業、複合型冷凍食品製造業、複合型そうざい製造業、液卵製造業、食品小分け業）を営む事業者であること。</p> <p>※法施行（令和3年6月1日）以降、新たに営業を開始する事業者を除く。</p> <p>2. 市税等の納税義務を果たしている者。</p> <p>3. 事業完了日までに補助申請に係る営業許可を取得すること。</p> <p>4. 別表第2に定める暴力団員等に該当しないこと。かつ、将来にわたっても該当しないこと。</p>
補助対象要件	<p>補助事業者の要件は次の要件を満たす者であること</p> <p>1. 食品衛生法、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）に定める基準を満たすための事業であること。</p> <p>2. 香美市産の農産物等を原材料とし、市内においても販売することが見込まれる事業であること。</p> <p>3. 整備、改修の年度及び翌年から3年間の農産物加工品等の製造販売が維持されること。</p> <p>4. 当該事業に対し、他の機関（国・県等）から補助を受けていないこと。</p>
補助対象経費	<p>1. 農産物加工施設の新設費又は改修費、給排水設備費。</p> <p>2. 加工品製造に必要な機械器具購入費。</p> <p>3. その他市長が認めるもの。</p> <p>※食品衛生責任者の資格取得等、営業許可取得及び届出に係る事務経費は対象外。</p>
補助率	<p>補助対象経費の3分の2以内（算出された金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）で上限100万円とする。（下限10万円）</p>

※消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。

別表第2（第5条、第6条、第11条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えること目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。